

保証票記載例

1 生産業者保証票（汚泥肥料等以外の登録肥料の場合）

（記載例）

↑
2cm
以上

8.8
cm
以上

生産業者保証票	
登録番号	生第12345号
肥料の種類	化成肥料
肥料の名称	有機入り化成肥料1号
保証成分量(%)	窒素全量 10.0 内アソニニア性窒素 8.0 りん酸全量 10.0 内可溶性りん酸 9.6 内水溶性りん酸 5.0 水溶性カリ 5.0
原料の種類 (窒素全量を保証又は含有する原料)	尿素、動物かす粉末類（肉かす粉末）化成肥料〔副産有機質原料〕
備考:1	窒素全量の量の割合の大きい順である。
2	〔〕内は動物かす粉末類の内容である。
3	肉かす粉末は、牛及び豚に由来するものである。
4	〔〕は化成肥料の窒素全量を含有する原料である。
(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料)	
肉かす粉末	
備考:肉かす粉末は、牛の背柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。	
材料の種類、名称及び使用量 (使用されている効果発現促進材)	
硫酸第一鉄（鉄として） 1.7%	
(使用されている摂取防止材)	
消石灰 5%	
正味重量	20kg
生産した年月	平成27年2月
生産業者の氏名又は名称及び住所 ○○株式会社 ○○県○○市○○町○○番地	
生産した事業場の名称及び所在地 ○○株式会社 ○○事業場 ○○県○○市○○町○○番地	

← 7.2cm以上 →

原料の種類の欄の記載方法については「肥料取締法施行規則第十一條の二第一項及び第二項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件」（昭和59年3月16日付農林水産省告示第700号、最終改正 平成16年1月16日）に従って記載して下さい。

- 登録番号
- 肥料の種類
- 肥料の名称
- 保証成分量
- 生産業者の氏名又は名称及び住所
- 生産した事業場の名称及び所在地については登録証及び登録申請書の記載のとおりに記載して下さい。

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

注)

- 「材料の種類、名称及び使用量」については、硝酸化成抑制材、効果発現促進材、摂取防止材、組成均一化促進材又は着色材を使用した場合のみ記載が必要になり、他の材料については記載する必要はありません。また、配合に当たって原料として使用した肥料に使用された組成均一化促進材又は着色材についても記載を省略することができます。
- 「この肥料には、牛由来たん白質が…」の表示は、原料として牛由来の原料が使用された場合に必要な表示で、保証票の枠の中に記載することはできません。また、動物由来たん白質であっても牛由来の原料を含まない場合（豚や鶏）は、以下の表示を保証票の枠外に記載してください。

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

2 生産業者保証票（汚泥肥料等の登録肥料の場合）

汚泥肥料等の製品に添付する保証票中には、主要な成分量及び炭素窒素比を表示する必要があります。

表示方法については以下の例により記載するようにしてください。

（記載例）

<p style="text-align: center;">↑ 2cm 以上</p> <p style="text-align: center;">↓ 8.8 cm 以上</p>	<p style="text-align: center;">生産業者保証票</p> <p>登録番号 生第23456号 肥料の種類 汚泥発酵肥料 肥料の名称 汚泥発酵肥料特1号 原料の種類(原料) 家庭生ごみ、下水汚泥、もみがら、力二 がら 備考:生産に当たって使用された重量 の大きい順である。 正味重量 20kg 生産した年月 平成27年2月 生産業者の氏名又は名称及び住所 ○○株式会社 ○○県○○市○○町○○番地 生産した事業場の名称及び所在地 ○○株式会社 ○○事業場 ○○県○○市○○町○○番地</p> <p>主要な成分の含有量 窒素全量 1.3% りん酸全量 1.5% 加里全量 0.5%未満 ← 銅全量 350mg/kg 亜鉛全量 980mg/kg 石灰全量 15.8%</p> <p>炭素窒素比 12</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">原料の種類の欄の記載方法 については「肥料取締法施行規則第十一條の二第一項及び第二項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件」（昭和59年3月16日付農林水産省告示第700号、最終改正平成16年1月15日）に従って記載して下さい。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">・登録番号 ・肥料の種類 ・肥料の名称 ・生産業者の氏名又は名称及び住所 ・生産した事業場の名称及び所在地 については登録証及び登録申請書の記載のとおりに記載して下さい。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">主要な成分の含有量について 現物の値で表示して下さい。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">この肥料には、動物由来たん白質が入って いますから、家畜等の口に入らないところで 保管・使用して下さい。</p>
--	---	---

注) 銅全量は300mg/kg以上、亜鉛全量は900mg/kg以上、石灰全量は15%以上の場合に表示が必要となり、これらの数値未満の場合には、成分量の表示は必要ありません。

「材料の種類、名称及び使用量」については、硝酸化成抑制材、効果発現促進材、摂取防止材、組成均一化促進材又は着色材を使用した場合のみ記載が必要になり、他の材料については記載する必要はありません。

「この肥料には、動物由来たん白質が…」の表示は、原料として動物由来たん白質（肉骨粉、蒸製骨粉、魚かす粉末等）が使用された場合に必要な表示で、保証票の枠の中に記載することはできません。また、牛由来の原料を含む場合は、保証票に「農林水産大臣の受けた工程において製造された原料」である旨記載するとともに、以下の表示を保証票の枠外に記載してください。

この肥料には、牛由来たん白質が入ってい
 ますから、家畜等の口に入らないところで保
 管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に
 施用したりしないで下さい。

○表示の際の単位及び表示桁数について

成分名	単位	表示桁数
窒素全量	重量%	小数点以下 1桁
りん酸全量	重量%	小数点以下 1桁
加里全量	重量%	小数点以下 1桁
銅全量	mg / kg	整数
亜鉛全量	mg / kg	整数
石灰全量	重量%	小数点以下 1桁
硫黄分全量	重量%	小数点以下 1桁
炭素窒素比	—	整数

注) 窒素全量、りん酸全量及び加里全量については0.5%未満の場合は「0.5%未満」と表示することができます。)

○各成分の表示形態について

主要な成分の含有量については次の化学物質の形態で数値を表示してください。

成分名	表示形態 (化学物質名)	化学式
窒素全量	窒素	N
りん酸全量	五酸化リン	P ₂ O ₅
加里全量	酸化カリウム	K ₂ O
銅全量	銅	Cu
亜鉛全量	亜鉛	Zn
石灰全量	酸化カルシウム	CaO
硫黄分全量	三酸化硫黄	SO ₃

注)

分析機関によっては、りん酸全量、加里全量及び石灰全量についても酸化物の形態ではなく元素の形で数値を分析報告書に記載されている場合があります。

この場合には次の計算式で数値を換算する必要があります。

リン(P)から五酸化リン(P₂O₅)への換算

$$\begin{aligned}[P_2O_5] &= [P] \times 141.95 / 30.972 \\ &= [P] \times 2.291\end{aligned}$$

カリウム(K)から酸化カリウム(K₂O)への換算

$$\begin{aligned}[K_2O] &= [K] \times 94.19 / 39.092 \\ &= [K] \times 1.205\end{aligned}$$

カルシウム(Ca)から酸化カルシウム(CaO)への換算

$$\begin{aligned}[CaO] &= [Ca] \times 56.08 / 40.07 \\ &= [Ca] \times 1.399\end{aligned}$$

○乾物値及び現物値の表記について

主要な成分の含有量については現物の値で表示してください。

注1) 分析機関によっては、現物の値ではなく乾物換算値で数値を分析報告書に記載されている場合があります。

この場合には、次の計算式で数値を現物の値に換算する必要があります

$$\begin{aligned}X &: \text{現物の値} (\%) \quad Y: \text{分析値 (乾物換算値)} (\%) \quad M: \text{現物の水分の値} (\%) \\ X &= Y \times (100 - M) / 100\end{aligned}$$

$$\text{例: 水分が } 50\% \text{ の場合} \quad X = Y \times (100 - 50) / 100$$

$$= Y \times 0.5$$

$$\text{水分が } 70\% \text{ の場合} \quad X = Y \times (100 - 70) / 100$$

$$= Y \times 0.3$$

$$\text{水分が } 10\% \text{ の場合} \quad X = Y \times (100 - 10) / 100$$

$$= Y \times 0.9$$

注2) 炭素窒素比は有機炭素を窒素全量で除した値(C/N)であるため、

算出に用いた両者の値が乾物又は現物の値でそろっていれば、数値に影響はありません。

○主要な成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもって記載することができます。この場合においては、「主要な成分の含有量(生産した事業場における平均的な測定値)」と記載してください。

3 生産業者保証票（指定配合肥料の場合）

（記載例）

<p>↑ 2cm 以上</p> <p>↓ 8.8 cm 以上</p>	<p style="text-align: center;">指定配合肥料 生産業者保証票</p> <p>肥料の名称 有機入り配合肥料1号 保証成分量(%) 窒素全量 10.0 内アソニア性窒素 8.0 りん酸全量 10.0 内可溶性りん酸 9.6 内水溶性りん酸 5.0 水溶性カリ 5.0</p> <p>原料の種類 (配合原料) 尿素、骨粉質類（肉骨粉）、化成肥料 備考:1 重量割合の大きい順である。 2 <> 内は骨粉質類の内容である。 3 肉骨粉は、牛及び豚に由来するものである。 (農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料) 肉骨粉 備考:肉骨粉は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。</p> <p>材料の種類、名称及び使用量 (使用されている効果発現促進材) 硫酸第一鉄（鉄として） 1.7%</p> <p>(使用されている摂取防止材) バームアッシュ 正味重量 20kg 生産した年月 平成27年2月 生産業者の氏名又は名称及び住所 ○○株式会社 ○○県○○市○○町○○番地 生産した事業場の名称及び所在地 ○○株式会社 ○○事業場 ○○県○○市○○町○○番地</p>	<p>原料の種類の欄の記載方法 について、「肥料取締法施行規則第十一項及び第二項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件」（昭和59年3月16日付農林水産省告示第700号、最終改正平成16年1月16日）に従って記載して下さい。</p> <p>・肥料の名称 ・生産業者の氏名又は名称及び住所 ・生産した事業場の名称及び所在地 については指定配合肥料生産業者届出書の記載のとおりに記載して下さい。</p>
	<p>← 7.2cm以上 →</p>	

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

- 「材料の種類、名称及び使用量」については、効果発現促進材又は摂取防止材を使用した肥料を原料とする場合に記載が必要になります。また、組成均一化促進材又は着色材を使用した肥料を原料とする場合も記載することができます。他の材料については記載する必要はありません。なお、これらの材料を使用した肥料を原料とする場合の記載であり、指定配合肥料の生産に当たりこれら材料を使用することはできません。（生産に当たり使用できる材料は農林水産大臣の指定する固結防止材のみです）。
- 「この肥料には、牛由来たん白質が…」の表示は、原料として牛由来の原料が使用された場合に必要な表示で、保証票の枠の中に記載することはできません。また、動物由来たん白質であっても牛由来の原料を含まない場合（豚や鶏）は、以下の表示を保証票の枠外に記載してください。

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

4 輸入業者保証票（汚泥肥料等以外の登録肥料の場合）

（記載例）

<p>↑ 2cm 以上</p> <p>↓ 8.8 cm 以上</p> <p>← 7.2cm以上 →</p>	<p>輸入業者保証票</p> <p>登録番号 輸第34567号 肥料の種類 化成肥料 肥料の名称 有機入り化成肥料1号 保証成分量(%) 窒素全量 10.0 内アソニア性窒素 8.0 りん酸全量 10.0 内可溶性りん酸 9.6 内水溶性りん酸 5.0 水溶性カリ 5.0 原料の種類 (窒素全量を保証又は含有する原料) 尿素、化成肥料〔副産有機質原料〕、甲 殻類質肥料粉末 備考:1 窒素全量の量の割合の大きい順で ある。 2 [] は化成肥料の窒素全量を含有す る原料である。 材料の種類、名称及び使用量 (使用されている効果発現促進材) 硫酸第一鉄(鉄として) 1.7% 正味重量 20kg 輸入した年月 平成27年2月 輸入業者の氏名又は名称及び住所 ○○株式会社 ○○県○○市○○町○○番地</p>	<p>原料の種類の欄の記載方 法については「肥料取締 法施行規則第十一條の二 第一項及び第二項の規定 に基づき原料及び材料の 保証票への記載に関する 事項を定める件」（昭和 59年3月16日付農林 水産省告示第700号、 最終改正 平成16年1月 16日）に従って記載し</p> <p>・登録番号 ・肥料の種類 ・肥料の名称 ・保証成分量 ・輸入業者の氏名又は名称及び住所 について登録証の記載のとおりに記 載して下さい。</p>
---	--	---

この肥料には、動物由来たん白質が入って
 いますから、家畜等の口に入らないところで
 保管・使用して下さい。

- 「材料の種類、名称及び使用量」については、硝酸化成抑制材、効果発現促進材、摂取防止材、組成均一化促進材又は着色材を使用した場合のみ記載が必要になり、他の材料については記載する必要はありません。
- 「この肥料には、動物由来たん白質が…」の表示は、原料として動物由来たん白質（肉骨粉、蒸製骨粉、魚かす粉末等）が使用された場合に必要な表示で、保証票の枠の中に記載することはできません。また、牛由来の原料を含む場合は、保証票に「農林水産大臣の受けた工程において製造された原料」である旨記載するとともに、以下の表示を保証票の枠外に記載してください。

この肥料には、牛由来たん白質が入ってい
 ますから、家畜等の口に入らないところで保
 管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に
 施用したりしないで下さい。

- 輸入された肥料で、加工されることなくそのまま肥料として農家等に販売される場合には、原産国の表示を、保証票の枠の下などの見やすい場所に記載してください。輸入された肥料を単に小分けして袋などに詰め替える場合も、原産国を表記してください。なお、国名よりも地名のほうが一般に知られている場合には、原産地国名ではなく、原産地名を表記することができます。